

法人税予定（中間）分の納付期限にご注意ください！

（前事業年度の法人税の申告書をe-Taxにより提出された法人には納付書の事前送付はありません。）

国税庁では、令和6年5月以降、前事業年度の法人税の確定申告書をe-Taxにより提出された法人の皆様に対する納付書の事前送付を取りやめております。法人税予定（中間）分の納付に当たっては、メッセージボックスをご確認ください。

なお、消費税の中間申告書兼納付書は、当面の間、引き続き、送付することとしております。

《納付書送付対象法人【予定（中間）】》

	予定申告分・中間申告分			
	電子申告義務化法人	電子申告義務化法人以外（前年事績）		
		納付書を使用しない 納付方法 ^(※)	金融機関・税務署窓口での納付	
	電子申告		書面申告	
法人税	×	×	×	○
消費税	×	○	○	○

(※)納付書を使用しない納付方法：インターネットバンキング、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付（QRコード）



国税庁HP
納付書の事前送付に関するお知らせ

○ 前事業年度の法人税の確定申告書をe-Taxにより提出された法人の皆様に対しまして、法人税の予定申告書用紙を送付しないこととしております。

○ 予定申告書用紙を送付しない法人の皆様に対しましては、「法人税予定申告のお知らせ」を利用者本人のメッセージボックスへ送信しております。

メッセージボックスに格納されたメッセージを必ずご確認ください。



国税庁HP
予定（中間）申告書用紙
の送付に係るお知らせ

○ メールアドレスを登録しておく、メッセージボックスに「法人税予定申告のお知らせ」等が格納された際、「税務署からのお知らせ」メールが届きます。



e-TaxHP
メールアドレス等
の登録について

○ 国税の納付は便利なキャッシュレス納付をご利用ください。

○ 納付書が必要な場合は、「（納付書）領収済通知書出力依頼書」を所轄の税務署に提出してください。

依頼書はこちらから



金沢国税局HP
北陸税理士会会員の
皆様へ